

来春小学校入学予定の子どもがいるご家庭へ 新入学にかかる経費を援助します

市では、経済的な理由により教育費の支出にお困りの家庭に対し、就学に必要な経費の一部を援助しています。従来、入学後の9月に支給していましたが、給していた小学校入学に必要な経費の一部について、入学前に受け取れるよう変更しました。変更後の支給時期は、3月ごろです。

10月上旬に送付する「入学児童就学時健康診断のお知らせ」に案内と申請書をお返しします。申請方法等の詳細はお問い合わせください。学務課学務係 問い合わせ

青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正

市では、通学の安全性および利便性の向上を図るため、指定校の変更により、自宅から最寄りの学校に通学できるように「青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱」の一部を改正しました。一部を改正しました。自宅から最短距離にある学校が指定校でない場合、最短距離にある学校（三小および新町小への変更を除く）への通学が可能となります。

ただし、入学または学区外からの転居時に限り、申請方法等の詳細はお問い合わせください。学務課学務係 問い合わせ

介護保険料の10月以降の特別徴収（年金天引き）額

介護保険料を年金から天引き（特別徴収）している65歳以上の方は、原則として年6回年金支給月に納めていたのですが、来年度1年間を通じてできる調整の結果、10月以降の天引き額が8月に比べて増

減している場合があります。詳細は、7月に送付した「介護保険料納入通知書」または市ホームページをご覧ください。問い合わせ 高齢介護課介護保険料係

事業主の方へ 退職金共済に加入を

市では、中小企業で働く従業員の福祉向上と雇用安定のため、退職金共済への加入を勧めています。中小企業の事業主であれば、パートタイマーを含む従業員を加入させることができます。掛け金は事業主負担（全額免税扱い）です。なお、市ではこの共済（中小企業退職金共済・特定退職金共済）に加入している事業主に対し、従業員1人当たり1か月の掛け金5千

円を上限に、その10分の1（年額最大6千円）を補助します。共済加入に関する問い合わせ 中小企業退職金共済：中小企業退職金共済事業本部 ☎03・6907・1234

特定退職金共済：青梅商工会議所 ☎23・0111

申請期限 10月22日（月）※土・日曜日を除く午前8時30分～正午、午後1時～5時

すでに加入している事業主の方へ 補助金交付申請の手続き

特定退職金共済：青梅商工会議所 ☎23・0111

東京都シルバーパス新規申し込み

満70歳以上の都民の方（寝たきりの方を除く）に対し、申し込みにより、都営交通、都内民営バス等で利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。

満70歳になる月の初日から申し込みを受け付けます。ご希望の方は、費用・手続きに必要な書類をご用意のうえ、最寄りのバス営業所で手続きをください。有効期間は、発行日から平成31年9月30日までです。

なお、新規申し込みについて、個別通知はありませんのでご注意ください。

必要書類

全員…本人確認書類（保険証または運転免許証）

費用

| | |
|---------------------------------------|---------|
| ① 平成30年度の住民税が課税で、③以外の方 | 20,510円 |
| ② 平成30年度の住民税が非課税の方 | 1,000円 |
| ③ 平成30年度の住民税が課税で、29年の合計所得金額が125万円以下の方 | |

②の方…平成30年度介護保険料納入通知書の所得段階区分欄に「1」～「5」の記載があるもの、平成30年度住民税非課税証明書、生活保護受給証明書（生活扶助）のいずれか1つ

③の方…平成30年度介護保険料納入通知書の所得段階区分欄に「6」または「7」の記載があり、かつ合計所得金額欄の記載が125万円以下のもの、平成30年度住民税課税証明書のいずれか1つ

※住民税課税・非課税証明書は、市民税課（市役所1階）、各市民センターで発行しています。

※不動産売却に係る特別控除額を合計所得金額から控除します。該当する方は、上記の必要書類と異なる場合がありますので、お問い合わせください。

申し込み 都バス早稲田自動車営業所青梅支所（森下町554） ☎23-0288、西東京バス青梅営業所（末広町1-3-3） ☎32-0621

問い合わせ 東京バス協会・シルバーパス専用 ☎03-5308-6950（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）、市高齢介護課高齢者支援係

心身に障害のある方の 手当について

支給対象に該当すると思われる方は、各担当課へお問い合わせください。

| 手当の種類 | 支給対象（担当 子育て推進課） |
|--------|---|
| 児童扶養手当 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童（20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む）で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方 ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母に1年以上遺棄されている児童 ▷父・母が1年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷婚姻によらないで生まれた児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 〈手当〉申請の月の翌月から所得額に応じて、全部支給…月額42,500円、一部支給…月額42,490円～10,030円、第2子加算…全部支給月額10,040円、一部支給月額10,030～5,020円、第3子以降加算…全部支給月額6,020円、一部支給月額6,010円～3,010円 |
| 児童育成手当 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方 ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母に1年以上遺棄されている児童 ▷父・母が1年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷婚姻によらないで生まれた児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 〈手当〉申請の月の翌月から、児童1人月額13,500円 |
| 障害手当 | 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ▷身体障害者手帳1級か2級程度の障害を有する児童 ▷愛の手帳1～3度程度の障害を有する児童 ▷脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童 〈手当〉申請の月の翌月から、児童1人月額15,500円 |

| 手当の種類 | 支給対象（担当 障がい福祉課） |
|-----------------------|--|
| 特別障害者手当（20歳以上の方） | 重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1級か2級、愛の手帳1度か2度程度で、かつそれらが重複している方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方）身体障害者手帳または愛の手帳を取得してなくても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります。ただし、加齢に伴う心身機能の低下は、基本的に非認定となります。 〈手当〉申請の月の翌月から、月額26,940円 ※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、受給できません。 |
| 障害児福祉手当（20歳未満の児童） | 重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1級か2級の一部、愛の手帳1度か2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方） 〈手当〉申請の月の翌月から、月額14,650円 |
| 重度心身障害者手当（申請時65歳未満の方） | ▷重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障害と重度の身体障害を重複している方 ▷重度の肢体不自由で四肢機能障害の方（座っていることが困難な方） 〈手当〉申請の日の月から、月額60,000円 ※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、受給できません。 |
| 心身障害者福祉手当 | ▷身体障害者手帳1～4級の方 ▷愛の手帳1～4度の方 ▷脳性まひの方 ▷進行性筋萎縮症の方 〈手当〉申請の日の月から、1～2級・1～3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症の方は月額15,500円（ただし対象者が20歳未満の場合は、月額8,000円）、3～4級・4度の方は月額8,000円 |
| 難病福祉手当 | 特定医療費受給者証または難病医療券をお持ちの方 〈手当〉申請の日の月から、月額6,000円 |
| 特別児童扶養手当 | 次の状態にある20歳未満の児童を扶養している方 ▷知的発達が遅滞しているが、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 ▷身体に重度・中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 〈手当〉申請の月の翌月から、1級（重度障害児）…月額51,700円、2級（中度障害児）…月額34,430円 |

注意
①障害福祉手当を受けている方は、難病福祉手当を受けられません。また、心身障害者福祉手当に該当する児童を扶養している方が、児童育成手当（障害手当）を受けている場合は、心身障害者福祉手当を受けられません。
②各手当には、所得制限が設けられています。また、公的年金など（福祉年金を除く）との併給制限があるものもあります。
③施設に入所している方には、手当は支給されません。
④申請時の年齢制限は、上表のとおりです。